

# 玉川大学大学院学生学会発表・参加旅費助成規程

(趣旨)

**第1条** 本規程は、玉川大学（以下「本大学」という。）大学院に在籍する学生が国内及び国外の学会において自己の研究成果を公表することを奨励するため、その助成を行うこと(以下「助成」という。)を目的とする。

2 文学研究科、マネジメント研究科、教育学研究科の在学生に対しては、国内の学会参加のみの場合でも、各研究科の事情に応じて助成を行うことができる。

(国内学会の対象等)

**第2条** 対象となる国内の学会は、日本学術会議に登録された全国規模の学会又はこれに準ずるものとする。

2 助成対象は、前項の学会で発表又は参加を認められ、かつ研究指導担当教員（以下「指導教員」という。）の承認を得たものとする。

(国外学会の対象等)

**第3条** 対象となる国外の学会は、国際会議又はこれに準ずるものとする。

2 助成対象は、前項の学会で発表（ポスターセッションを含む。）を認められ、かつ指導教員の承認を得たものとする。

(助成)

**第4条** 本大学大学院生が第2条、第3条で発表又は参加を認められた場合は、旅費の一部を助成する。

2 国内学会の発表又は参加に対する助成（以下「国内助成」という。）は交通費及び宿泊費とし、別表1に基づき支給する。

3 国内学会の発表に対する参加費の助成は、別表1に基づき支給する。

4 国外学会の発表に対する助成（以下「国外助成」という。）は交通費、宿泊費及び参加費とし、別表2に基づき支給する。

(助成回数)

**第5条** 助成の回数は、国内・国外を問わず学生1人につき当該年度に1回とする。

(申請手続)

**第6条** 国内・国外助成の支給を受けようとする者は、別表3の大学院学生学外研究活動申請書に事前に指導教員の承認を得た上で、研究科長に申請するものとする。

2 学会発表又は学会に参加した学生は、学会終了後、1週間以内に別表4の大学院学生学会発表・参加報告及び旅費助成申請書を指導教員の確認を経た上で、研究科長に提出し、申請者の所属する研究科会の議を経て大学院研究科長会において決定する。

(申請期間)

**第7条** 前条の申請は、当該年度の4月1日より3月末日までとする。

(事務主幹)

**第8条** 本規程にかかる事務主幹は、教学部とする。

附則省略

別表1

交通費	1. 交通費は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる経路及び交通手段（鉄道、高速バス、航空機、船舶等）により算出する。 2. 交通費の計算の起点終点は玉川学園または自宅とする。 3. 新幹線及びJRの特急（これらに相当する私鉄の電車を含む。）は乗車距離が100km以上の場合に利用できる。 4. 上記はいずれも実費支給とする。
宿泊費	1. 会期に関わらず1泊分に限り、11,200円を上限として実費支給する。
参加費	1. 国内で開催される国際会議の参加費に限り、3万円を上限として実費支給する。

別表2

交通費	1. 交通費は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる経路及び交通手段（鉄道、高速バス、航空機、船舶等）により算出する。 2. 国内の交通費の計算の起点終点は玉川学園または自宅とする。 3. 新幹線及びJRの特急（これらに相当する私鉄の電車を含む。）は乗車距離が100km以上の場合に利用できる。 4. 国外の交通費は、目的地の最寄りの空港から学会会場または宿泊場所までとする。 5. 上記はいずれも実費支給とする。 6. 航空運賃は最寄の国内空港から目的地の最寄の空港までとし、協定料金（往復割引・エコノミー）により算出した実費とする。ただし、助成限度額は次のとおりとし、限度額を超えた場合は打ち切り支給とする。 (1) 欧州（NIS諸国を含む）、アフリカ、中南米…15万円 (2) 北米、大洋州、中東…10万円 (3) アジア…5万
宿泊費	1. 会期に関わらず1泊分に限り、11,200円を上限として実費支給する。
参加費	1. 3万円を上限として実費支給する。